

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」新旧対照表

改正後	改正前
一～二 略 三 監督処分の基準 1 略 2 具体的基準 (1) 業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（<u>公契約関係競売等妨害罪</u>、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反） a 代表権のある役員<u>等</u>(建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。)が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。 b その他の場合においては、60日以上営業停止を行うこととする。 この場合において、代表権のない役員<u>等</u>又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上営業停止処分を行うこととする。 c～d 略 (2) 請負契約に関する不誠実な行為 建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものとしては、次のとおり監督処分を行うこととする。	一～二 略 三 監督処分の基準 1 略 2 具体的基準 (1) 業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（<u>競売入札妨害罪</u>、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反） a 代表権のある役員(建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。)が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。 b その他の場合においては、60日以上営業停止を行うこととする。 この場合において、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上営業停止処分を行うこととする。 c～d 略 (2) 請負契約に関する不誠実な行為 建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものとしては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① 虚偽申請 i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（iiに規定する場合を除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。 ii 略 ②～⑥ 略 (3) 事故 ① 公衆危害 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等又は自動車運転死傷処罰法違反により刑に処せられ、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときには、指示処分を行うこととする。 また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。 ② 工事関係者事故 役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負	① 虚偽申請 i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（iiに規定される場合を除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。 ii 略 ②～⑥ 略 (3) 事故 ① 公衆危害 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときには、指示処分を行うこととする。 また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。 ② 工事関係者事故 役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負
--	---

傷者を生じさせたことで業務上過失致死傷罪等により刑に処せられ、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は、次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

① 建設工事の施工等に関する法令違反

i ～ iii 略

iv 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

v 略

vi 物流効率化法違反等

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は、次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

① 建設工事の施工等に関する法令違反

i ～ iii 略

iv 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

v 略

② 役員等による信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

③ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(5) 略

四 無許可業者に対する監督処分の基準

1 公衆危害

無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等又は自動車運転死傷処罰法違反により刑に処せられ、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危

② 役員等による信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等

役員又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

③ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

役員又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(5) 略

四 無許可業者に対する監督処分の基準

害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

2 契約締結の過程に関する法令違反

(1) 刑法違反（詐欺罪）

① 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においては、その者。以下同じ）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

② 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。

③ ①又は②以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこととする。

(2) 特定商取引に関する法律違反

① 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 特定商取引に関する法律第7条（訪問販売）、第14条（通信販売）、第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）又は第56条（業務提供誘引販売取引）に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

1 契約締結の過程に関する法令違反

(1) 刑法違反（詐欺罪）

① 代表権のある役員（建設業を営む者が個人である場合においては、その者。以下同じ）が刑に処せられかつ、情状が重い場合は、最高1年間の営業停止処分を行うこととする。

② その他の場合においては、30日間以上の営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のある役員が刑に処せられたときは90日以上、代表権のない役員または政令で定める使用人が刑に処せられたときは60日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。

(2) 特定商取引に関する法律違反

① 役員または政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上を原則として、営業停止処分を行うこととする。

② 特定商取引に関する法律第7条（訪問販売）、第14条（通信販売）、第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）又は第56条（業務提供誘引販売取引）に規定する指示処分を受けた場合は、原則として指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項（訪問販売）、第15条第1項（通信販売）、第23条第1項（電話勧誘販売）、第39条第1項（連鎖販売取引）、第47条第1項（特定継続的役務提供）又は第57条第1項（業務提供誘引販売取引）等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

3 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反し、無許可で工事一件の請負代金の額が500万円以上（建築一式工事にあつては、1,500万円以上又は延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事）を請け負った場合については、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

なお、同条第2項により同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負った場合については、各契約の請負代金の額の合計額をもって判断することとする。

4 粗雑工事等

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

五 略

また、同法第8条第1項（訪問販売）、第15条第1項（通信販売）、第23条第1項（電話勧誘販売）、第39条第1項（連鎖販売取引）、第47条第1項（特定継続的役務提供）又は第57条第1項（業務提供誘引販売取引）に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

2 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反し、無許可で工事一件の請負代金の額が500万円以上（建築一式工事にあつては、1,500万円以上又は延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事）を請け負った場合については、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

なお、同条第2項により同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負った場合については、各契約の請負代金の額の合計額をもって判断することとする。

3 粗雑工事等

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

五 略

六 施行期日等

- ① この基準は、平成15年4月1日から施行する。
この基準は、平成18年1月19日から施行する。
この基準は、平成20年5月9日から施行する。
この基準は、平成21年11月16日から施行する。
この基準は、平成24年11月27日から施行する。
この基準は、令和元年6月13日から施行する。
この基準は、令和5年1月19日から施行する。
この基準は、令和6年1月16日から施行する。
この基準は、令和8年3月2日から施行する。

この基準は、令和8年10月20日から施行する。

- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。

六 施行期日等

- ① この基準は、平成15年4月1日から施行する。
この基準は、平成18年1月19日から施行する。
この基準は、平成20年5月9日から施行する。
この基準は、平成21年11月16日から施行する。
この基準は、平成24年11月27日から施行する。
この基準は、令和元年6月13日から施行する。
この基準は、令和5年1月19日から施行する。
この基準は、令和6年1月16日から施行する。
この基準は、令和6年1月16日から施行する。
この基準は、令和8年3月2日から施行する。

- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。